

西毛熟年野球愛好会細則

《名称》

第1条 この会は、西毛熟年野球愛好会と称する。

《事務局》

第2条 この会の事務局は次の所とする。

〒370-0083 高崎市南新町 141-3

(有)サカイ建照内 ☎027-344-8266 FAX-027-344-8267

《目的》

第3条 この会は熟年者の野球を親しむ場を設け、地域社会の交流と親睦を図る事を目的とする。

《会員の資格》

第4条 この会の会員の資格は、3月31日で満48歳以上でチーム所在地内の在住者及び在勤者の野球愛好者をもつて組織する（チームとしてスポーツ保険に加入する事）
但し50歳未満はバッテリー以外で試合に2名が出場出来る。

《会費》

第5条 この会の会費は1チーム@30,000円とする。

《役員》

第6条 この会の円滑なる運営を図るため、次の役員を置く。

会長1名・副会長2名・理事若干名・会計1名・会計監査1名

《役員の任期》

第7条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

《事業年度》

第8条 この会は、毎年2月上旬に始まり翌年1月末で終わる。

《その他》

第9条 その他必要な事項については、その都度会長が役員を招集し協議して決めることとする。

※ 内規第一条※ 当会は全員に対し下記区分を定め給付を行う。

① 傷病の見舞い。② 弔意。③ その他

※ 内規第二条

会員が傷病に罹り療養のため入院、又は自宅療養の場合。

※ 傷病見舞※見舞金として@5,000-を給付する。但し15日以上とする。

※ 弔意※会員及び配偶者が逝去した場合。①生花と弔電を献上する。

※ 会員の父母、子供（同居）が逝去した場合①弔電を献上する。

付則この会則は令和4年2月7日から施行する。